



無線局の免許状等のデジタル化等に係る関係省令等の改正案 (概要)

令和 7 年 5 月
総務省総合通信基盤局

1. 背景及び概要等

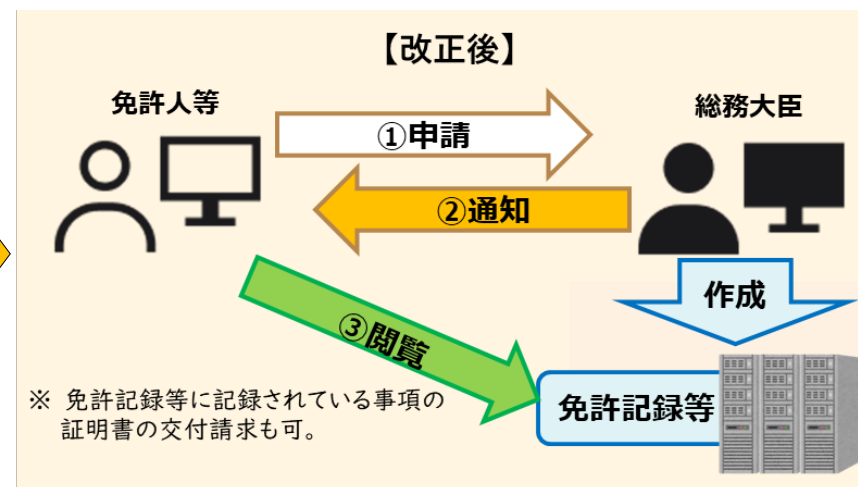
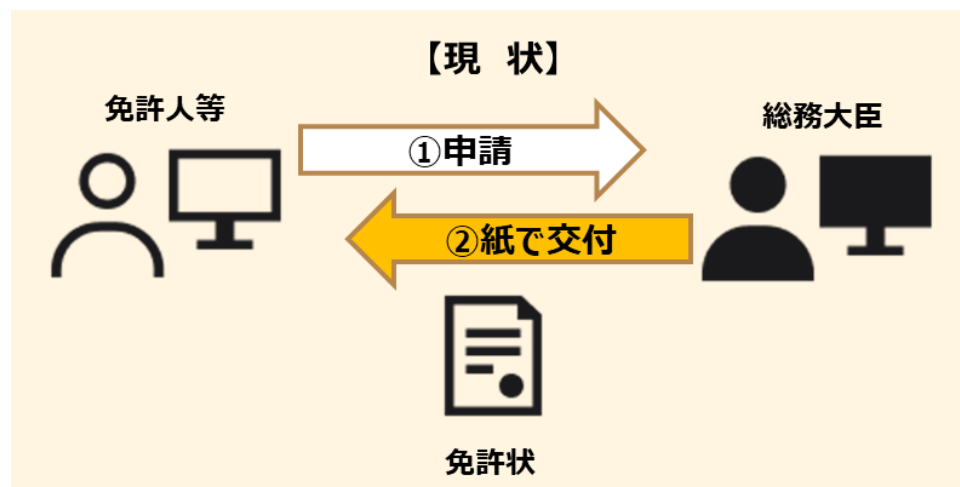
- 政府全体として「デジタルファースト原則」を推進しており、「電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号。以下「改正法」といいます。)」により、**無線局の免許状等※1のデジタル化等を実施**します。
- 無線局の「紙の免許状」等※1を廃止し、免許人等が免許記録等（免許等の内容）をインターネットで閲覧できるようにします。また、免許事項証明書等※2（免許記録等に記録されている事項を証明した書面）の交付を請求できるようにします。併せて、電子処分通知等※3を導入します。
- 登録検査等事業者の登録証を廃止し、その登録事項をインターネットにより公表します。
- 無線局の免許等の申請処理業務を行う情報システム（総合無線局監理システム）の改修により、「総務省電波利用電子申請（<https://www.denpa.soumu.go.jp/>）」により免許記録等の閲覧ができるようになります。
- 完全デジタル化（電子申請・免許記録等のインターネット閲覧等）を進める**ことにより、**免許等の交付までの迅速化、利便性の向上等**が実現し、申請者・免許人等及び総務省の双方の**業務の更なる迅速化や効率化、コストの削減等が推進**されます。

※1 免許状等：無線局の免許状、無線局の登録状、高周波利用設備の許可状

※2 免許事項証明書等：免許事項証明書、登録事項証明書、許可事項証明書

※3 処分通知等：無線局予備免許通知書、無線局変更許可通知書、無線局検査結果通知書等

【無線局の免許状等のデジタル化のイメージ】



2. 免許記録等の作成等の通知及び閲覧の方法等

（1）免許記録等の作成等に係る免許人等に対する通知

- 免許記録等の作成等に係る免許人等に対する通知は、次のとおりとします。（注）
 - 電子申請等による場合：「総務省電波利用電子申請」のマイページへの表示により行うこととします。
 - 書面申請等による場合：免許事項証明書等の交付により行うこととします。

（2）免許記録等の閲覧等の方法等

- 免許記録等の閲覧、免許記録等の写しの作成、電子申請等及びその申請等に対する電子処分通知等の閲覧は、「総務省電波利用電子申請」を利用する方法等により行うこととします。（注）

（3）免許記録等を閲覧する際の様式及び免許事項証明書等の様式

- 免許記録等を閲覧する際の様式及び免許事項証明書等の様式は、これまでの免許状等の様式と同様とします。

※いずれも表題は、これまでどおり「無線局免許状」等と表示されます。



【総務省電波利用電子申請】 (<https://www.denpa.soumu.go.jp/>)

（注）高周波利用設備の許可等に係る電子申請、許可記録の作成等の通知、電子処分通知等は「e-Gov」(<https://www.e-gov.go.jp/>)を、許可記録の閲覧やその写しの作成は「総務省電波利用電子申請」を利用します。

3. 免許記録等及び免許事項証明書等に係る手続等

（１）免許記録等の閲覧及び閲覧請求

- ・ 施行日以後は、免許等、再免許等、変更等の申請等を電子申請等により行うことにより、免許等や許可等を受けたときは、その免許記録等を閲覧することができるようになります。
- ・ 施行日より前に免許等を受けたもの、施行日以後に書面申請等により免許等や許可等を受けたもの等*は、免許記録等の閲覧をするには、電子申請等により免許記録等の閲覧請求をする必要があります。
*なお、免許記録等を閲覧できる状態であっても、免許記録等の内容が変更される変更申請等を書面申請等で行った場合は、その免許記録等が閲覧できなくなるため、再度、閲覧請求が必要となりますので御注意ください。
- ・ なお、免許記録等の閲覧請求に係る手数料は、無料です。

（２）免許事項証明書等の交付請求

- ・ 免許事項証明書等*の交付請求ができるようになります（電子申請等、書面申請等のいずれでも可能です。）。
*免許記録等に記録されている事項を証明した書面
- ・ 申請者・免許人等及び総務省の双方の業務の迅速化及び効率化の観点、迅速に申請者・免許人等が無線局を開設・運用できるようにする観点から、免許、再免許、免許記録の変更等が伴う申請等を書面申請等により行う場合は、併せて免許事項証明書等の交付を請求するものとします。また、電子申請等による場合は、免許後や許可後等に、必要であれば、別に免許事項証明書等の交付を請求するものとします。
- ・ なお、免許事項証明書等の交付請求に係る手数料は、電波法第103条第1項の規定に基づき、電波法関係手数料令に規定する手数料の納付が必要です。

（３）免許事項証明書等及び書面の処分通知等の送付に要する費用

- ・ 免許事項証明書等や書面の処分通知等の送付を希望するときは、その送付に要する費用を郵便切手又は証票により納めなければならないこととします。

（４）免許記録等の写し及び免許事項証明書等の扱い

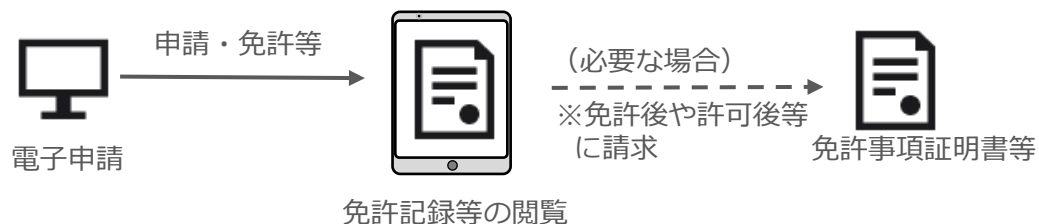
- 免許等がその効力を失ったとき又は免許記録等が変更されたときは、その免許記録等の写し又は免許事項証明書等を、破棄するか又は効力がない旨が容易に識別できるように措置しなければならないこととします。

（５）免許申請等を電子申請等により行う場合の検査関係手続の電子申請等の原則化

- 無線局の免許に係る申請等を電子申請等により行う場合は、検査関係手続等、申請等から処分までの手続を電子申請等により行うとともに、処分通知等を電子交付等により受けることを原則とします。

【免許申請等のイメージ】

●電子申請・インターネット閲覧【完全デジタル化】

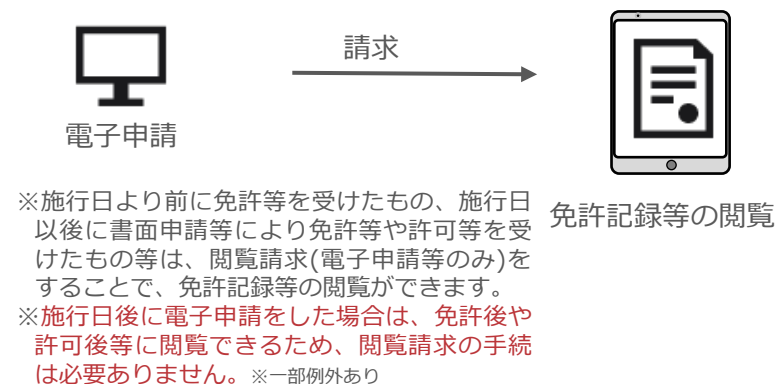


●書面申請

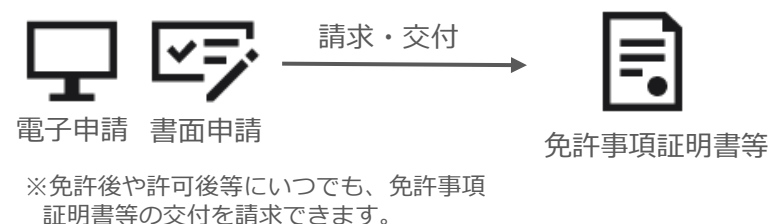


【請求手続のイメージ】

●免許記録等の閲覧請求



●免許事項証明書等の交付請求



4. 免許記録等の備付け・掲示の方法等

（1）免許記録等の備付け・掲示の方法

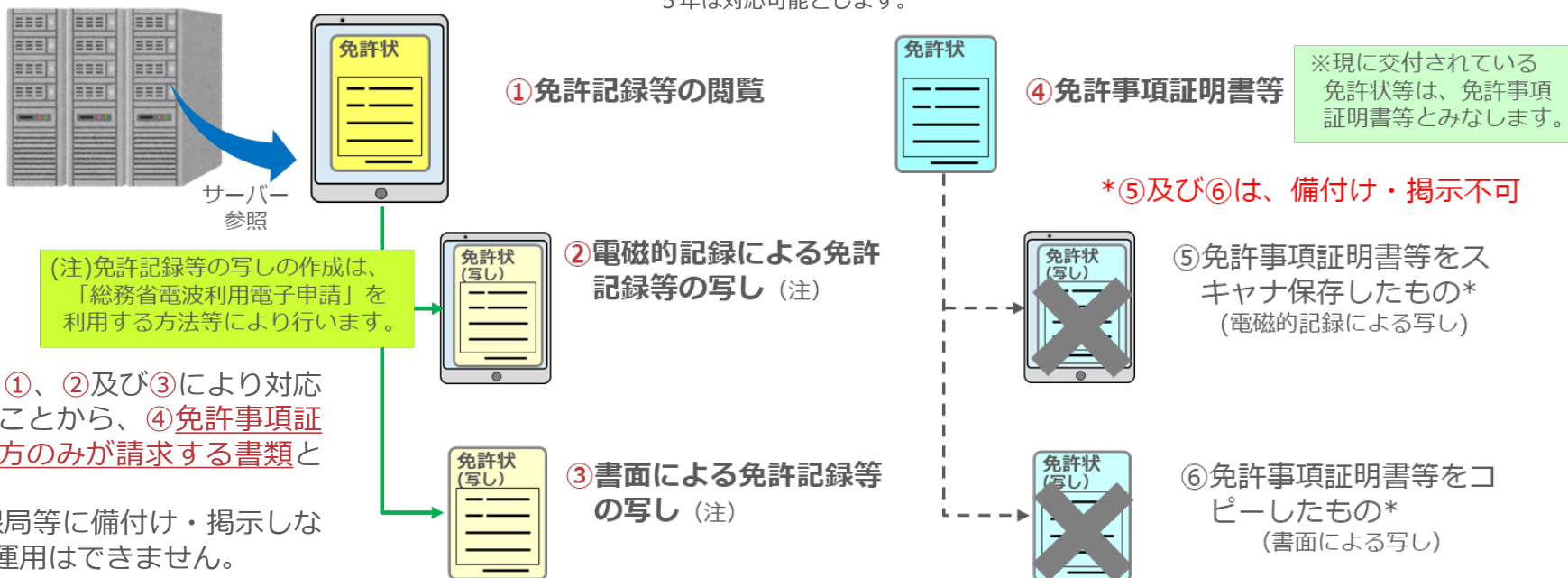
- 無線局を運用する場合は、法第52条から第55条までの規定等により免許記録及び登録記録に記録されているところによらなければならないこと、免許等を受けていることを第三者に示す必要があること等から、法第60条の規定により免許記録等を備付け・掲示する必要があります。許可記録についても同様に備付けが必要です。
- 備付け・掲示は、①免許記録等(※1)の閲覧、②電磁的記録による免許記録等の写し(※2)、③書面による免許記録等の写し(※2)、④免許事項証明書等(※3)、のいずれでも対応可能とします。運用時、点検・検査時等に確認、提示等することができます。※2③④は、免許記録等と同じものでなければなりません。

※1 免許記録、登録記録、許可記録をいいます。

※2 総務省電波利用電子申請からダウンロードまたは印刷したものとします（「写し」の透かしが入ります。）。

※3 総務省が交付する、免許事項証明書、登録事項証明書又は許可事項証明書をいいます。写しは対応不可です。

- 経過措置として、現に交付されている免許状等は、免許事項証明書等とみなします。
- 書面の免許状等のスキャナ保存は廃止※します。※経過措置として、施行日より前にスキャンした写しを備え付けている無線局等は、施行日から5年は対応可能とします。



●ポイント

- 備付け・掲示は、①、②及び③により対応できるようになることから、④免許事項証明書等は、必要な方のみが請求する書類となります。
- 免許記録等を無線局等に備付け・掲示しなければ、無線局の運用はできません。

（２）免許記録等の「備付け」の条件

① 免許記録等

- ・免許記録等を、映像面*に必要な応じて直ちに表示させなければなりません。*電子計算機その他の機器の映像面。以下同じ。
- ・映像面は、免許記録等の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録等に係る免許事項証明書等の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものでなければなりません。

〔表示に関する補足〕

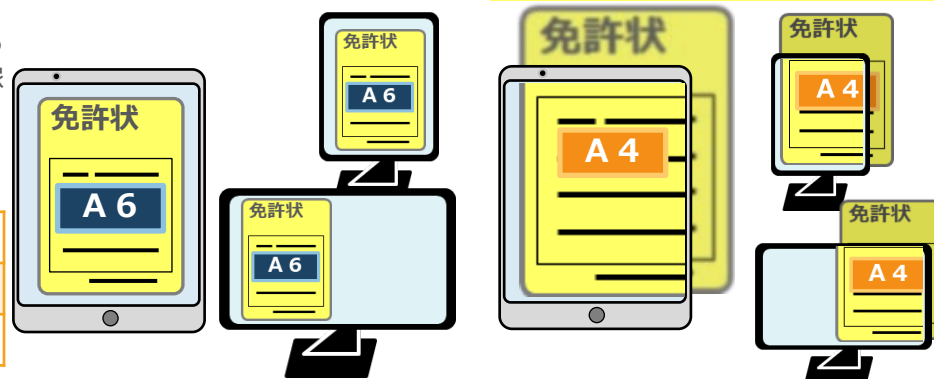
- ・解像度、表や文字・数字を含む大きさ、形状等により、記載事項が容易に判読できないことなどがないよう、見やすく表示してください。
- ・免許記録等が、下の表「②免許記録等の全体の表示」の大きさとなるように映像面に表示してください（この大きさの免許記録等が、映像面からはみ出してはいけません。）。
- ・また、下の表「④拡大表示」の大きさまで拡大表示できなければなりません（拡大の際は、映像面をはみ出しては構いません。）。

	②免許記録等の全体の表示	④拡大表示
アマチュア局以外	A6サイズ*以上	A4サイズ*
アマチュア局	A7サイズ以上(カードサイズ**以上可)	A5サイズ*

* 数%程度の拡大・縮小は問題ありません。

**無線従事者免許証、マイナンバーカード、キャッシュカード等の大きさです(ISO/IEC 7810 ID-1)。このサイズより小さいものは不可です。

（例）アマチュア局以外の場合



※免許記録等を表示した際、別紙等がある場合は、それぞれのページが一覧性を確保して表示できればよいものとします。

免許記録等を A 6 サイズの大き
きで全体表示できること

A 4 サイズの大きさまで
拡大表示できること

- ・免許記録等を表示する電子計算機その他の機器は、無線局に備え付けなければなりません。

② 電磁的記録による免許記録等の写し

- ・①と同じです。「総務省電波利用電子申請」からダウンロードしたものに限りです。

③ 書面（紙）による免許記録等の写し

- ・見やすく印刷、表示するものとし、A4サイズの紙にA4サイズ※¹で印刷してください。アマチュア局はA5サイズ※²となります。「総務省電波利用電子申請」から印刷したものに限りです。

④ 免許事項証明書等

- ・そのまま無線局に備え付けてください。

※¹ 免許事項証明書等の様式と同等程度の大きさ。印刷の際、プリンターの設定等による数%程度の拡大縮小は問題ありません。

※² 解像度、表や文字・数字を含む大きさ、形状等により、記載事項が容易に判読できないことなどがないようにしてください。

（３）免許記録の「掲示」の条件

➤ 免許記録の掲示が必要な無線局は、船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局です。掲示は、一般的に、③書面（紙）による免許記録の写し又は④免許事項証明書での対応となると考えられます（①②は、常に表示が必要となるため。）。

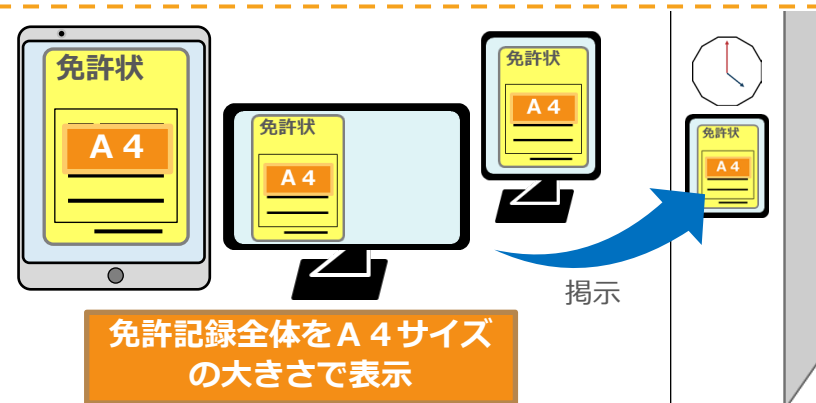
① 免許記録

- ・免許記録を、映像面に常に表示させなければなりません。 * 電子計算機その他の機器の映像面。以下同じ。
- ・映像面は、免許記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものでなければなりません。

【表示に関する補足】

- ・解像度、表や文字・数字を含む大きさ、形状等により、記載事項が容易にできないことなどがないよう、見やすく表示してください。
- ・免許記録をA4サイズ*の大きさとなるように映像面に表示してください（免許記録が映像面からはみ出してはいけません。）。

* 数%程度の拡大・縮小は問題ありません。



- ・免許記録を表示する電子計算機その他の機器は、主たる送信装置のある場所に備え付け、その見やすい箇所に掲示してください。

② 電磁的記録による免許記録の写し

- ・①と同じです。「総務省電波利用電子申請」からダウンロードしたものに限ります。

③ 書面（紙）による免許記録の写し

- ・見やすく印刷、表示するものとし、A4サイズの紙にA4サイズ※¹で印刷してください。「総務省電波利用電子申請」から印刷したものに限ります。

④ 免許事項証明書

- ・そのまま無線局に備え付けてください。

※¹ 免許事項証明書等の様式と同等程度の大きさ。印刷の際、プリンターの設定等による数%程度の拡大縮小は問題ありません。

※² 解像度、表や文字・数字を含む大きさ、形状等により、記載事項が容易に判読できないことなどがないようにしてください。

5. 免許記録等の備付場所等の整理

（1）陸上移動局及び移動するアマチュア局等※

※遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中にのみ運用を行うもの、又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）、移動するアマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）、移動する簡易無線局、移動する気象援助局

- ・ 次に掲げるいずれかの場所に、免許記録を備え付けることができることとします（常置場所以外の設置場所を追加）。
 - ①送信装置のある場所（当該送信装置を用いて当該無線局を運用し、又は運用しようとするときに限ります。）
 - ②無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつては、当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（V S A T制御地球局）の無線設備の設置場所とします。）
- ・ 個人が開設する移動するアマチュア局は、上記のほか、次に掲げる方法*によっても備付けとすることができることとします。

*①免許記録を免許人が携帯する電子計算機等に表示する方法、②電磁的記録による免許記録の写しを免許人が携帯する電子計算機等に表示する方法、③書面による免許記録の写しを携帯する方法、④免許事項証明書を免許人が携帯する方法。※表示については、(2)免許記録等の「備付け」の条件参照。

（2）登録局、宇宙局及び無人方式の無線設備の無線局等（改正前の規定からの実質的な変更はありません。）

- ・ 以下の無線局について、免許記録等、無線業務日誌及び第38条に規定する書類の備付け場所の特例について、施行規則（第38条の3第1項）に規定します（これまでは同条同項に規定する告示において規定。）。
 - ①登録局に係るもの 登録人の住所
 - ②宇宙局に係るもの 無線従事者の常駐する場所のうち主たるもの
 - ③無人方式の無線設備の無線局（移動するものを除く。）に係るもの 無線従事者の常駐する場所又は当該無線局を管理する場所

（3）移動する高周波利用設備

- ・ 備付場所について、常置場所以外に「高周波利用設備のある場所」を追加します。

6. 無線局の免許記録等の閲覧に係る通知事項（改正法附則第3条第3項・第4条第3項関係）

- 免許人等が免許記録及び登録記録を閲覧することができるようにするため、免許人等に通知する事項を省令に定めます。
 - 免許記録等を閲覧することができるウェブサイトの名称及びそのアドレス（総務省電波利用電子申請）
 - その他免許記録等を閲覧するために必要な事項

7. その他所要の規定の整理

（1）無線業務日誌等の電磁的記録の書面への印刷

- 以下の書類を電磁的方法により記録した場合の書面への印刷を不要とします（電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することは、必要。）。
 - ①施行規則第38条の4の規定に基づき作成する遭難自動通報設備の機能試験の実施の日及び試験結果の記録
 - ②施行規則第40条第1項から第3項までの規定に基づき記載する無線業務日誌(音声記録を除く。音声記録は再生することが必要。)
 - ③高周波利用設備の製造業者等が型式確認を行うために作成した資料（保管資料）

（2）免許状等のスキャナ保存の制度廃止に伴う経過措置

- 施行日前に免許状等をスキャナ保存して無線局等に備え付けている場合に限り、省令の施行の日から5年を経過する日までの間は、スキャナ保存した免許状等の備付けについて、従前のとおりとすることができることとします。

（3）免許事項証明書等に係る経過措置

- 施行日以後、**既に交付されている免許状等は、免許事項証明書等とみなします**。このため、一般的には、**既に交付されている免許状等により、そのまま備付け・掲示をすることができます（免許記録等の閲覧請求や免許事項証明書等の請求は不要**です。））。※免許記録等の変更等がない場合。
- 改正法の施行の際、現にされている無線局の免許等に係る申請等については、免許・許可等により免許記録等を作成又は変更したときは、免許事項証明書等を交付します。

（４）その他

- ・ その他、所要の規定の整備をします。

8. 今後の予定等

- ・ いただいた御意見等を踏まえ、速やかに手続を進めます。施行については、改正法の公布日（令和7年4月25日）から起算して9ヶ月以内を予定しています。